第十号ロの表中「（当該指定地域密着型介護老人福祉施設が一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設である場合にあっては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設のユニット部分（指定地域密着型サービス基準第百七十一条に規定するユニット部分をいう。以下この号において同じ。）以外の部分について、指定地域密着型サービス基準第百三十一条に定める員数の介護職員又は看護職員を置いていない場合を含む。）」を削り、同号ハの表中「（当該指定地域密着型介護老人福祉施設が一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設である場合にあっては、同条に定める員数の介護支援専門員を置いておらず、又は当該指定地域密着型介護老人福祉施設のユニット部分の入居者の数の合計数が三常勤換算方法で、当該指定地域密着型介護老人福祉施設のユニット部分の入居者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上の介護職員又は看護職員の数を置いていない場合を含む。）」を削る。

第十一号ロの表中「（当該指定介護老人福祉施設が一部ユニット型指定介護老人福祉施設である場合にあっては、当該指定介護老人福祉施設のユニット部分（指定介護老人福祉施設基準第五十一条に規定するユニット部分をいう。以下この号において同じ。）以外の部分について、指定介護老人福祉施設基準第二条に定める員数の介護職員又は看護職員を置いていない場合を含む。）」を削り、同号ハの表中「（当該指定介護老人福祉施設が一部ユニット型指定介護老人福祉施設である場合にあっては、同条に定める員数の介護支援専門員を置いておらず、又は当該指定介護老人福祉施設のユニット部分の入居者の数の合計数が三常勤換算方法で、当該指定介護老人福祉施設のユニット部分について、常勤換算方法で、当該指定介護老人福祉施設のユニット部分の入居者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上の介護職員又は看護職員の数を置いていない場合を含む。）」を削る。

第十二号ロの表中「介護老人保健施設基準第二条に定める員数を」を「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号。以下「介護老人保健施設基準」という。）第二条に定める員数を」に改め、「（当該介護老人保健施設が、一部ユニット型介護老人保健施設である場合にあっては、介護老人保健施設基準第二条に定める員数の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは介護支援専門員を置いておらず、又は当該介護老人保健施設のユニット部分（介護老人保健施設基準第五十二条に規定するユニット部分をいう。以下この号において同じ。）以外の部分について、介護老人保健施設基準第二条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていない場合を含む。）」を削り、同号ハの表中「（当該介護老人保健施設が、一部ユニット型介護老人保健施設である場合にあっては、介護老人保健施設基準第二条に定める員数の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは介護支援専門員を置いておらず、又は当該介護老人保健施設のユニット部分について、常勤換算方法で、当該介護老人保健施設のユニット部分の入居者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上の看護職員又は介護職員の数を置いていない場合を含む。）」を削る。

第十三号イ⑵の表中「指定介護療養型医療施設基準第二条（」を「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）第二条（」に改め、「（当該指定介護療養型医療施設が、一部ユニット型指定介護療養型医療施設である場合にあっては、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、同条に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、当該指定介護療養型医療施設のユニット部分（指定介護療養型医療施設基準第五十二条に規定するユニット部分をいう。以下この号において同じ。）以外の部分について、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いている場合を含む。）」、「（当該指定介護療養型医療施設が、一部ユニット型指定介護療養型医療施設である場合にあっては、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、当該指定介護療養型医療施設のユニット部分（指定介護療養型医療施設基準第五十二条に規定するユニット部分をいう。以下この号において同じ。）以外の部分について、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いている場合を含む。）」、「（当該指定介護療養型医療施設が、一部ユニット型指定介護療養型医療施設である場合にあっては、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、当該指定介護療養型医療施設のユニット部分（指定介護療養型医療施設基準第五十二条に規定するユニット部分をいう。以下この号において同じ。）以外の部分について、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いている場合を含む。）」、「（当該指定介護療養型医療施設が、一部ユニット型指定介護療養型医療施設である場合にあっては、当該指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていない場合を含む。）」を削り、同号イ⑶の表中「（当該指定介護療養型医療施設が、一部ユニット型指定介護療養型医療施設である場合にあっては、当該指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、同条に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、当該指定介護療養型医療施設のユニット部分以外の部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いている